

第195回国会 参議院 法務委員会 平成29年6月7日（抜粋）

糸数慶子君 沖縄の風、糸数慶子です。

本日は、裁判官の報酬等の改正案、検察官の俸給等の改正案についての審議であります
が、賛成の立場を表明した上で、前回通告をいたしましてできなかつた難民審査参与員に
に関する質問と、最高裁に家庭裁判所の充実についてお伺いをしたいと思います。

まず、全国難民弁護団連絡会議によりますと、難民審査参与員による不適切な発言はほ
かにもあり、御紹介した問題発言は氷山の一角と指摘されております。法務大臣は、9月
22日の記者会見におきまして、過去の事実確認の必要性については入国管理局において
適切に判断するという方向で進めてまいりたいと思っていますというふうに発言されて
おります。そのほかの事例についてもこれは調査されたのでしょうか。お願ひいたします。

政府参考人（和田雅樹君） お答えいたします。

全国難民弁護団からは様々な事例の指摘を受けておるところでございますが、外部か
ら任命しました専門家であります難民審査参与員を萎縮させるおそれがあることから、
その一つ一つの事案に対する調査の有無を申し上げることは差し控えさせていただきます。

いずれにいたしましても、審尋等に当たりましては、申立人の置かれた立場に配慮した
発言を行うことが必要であり、今後とも注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

糸数慶子君 ほかの事例についても調査しないというのは問題だというふうに思います。

次に、難民審査参与員と申立人のやり取りの録音での記録、それはなされているでしょ
うか。記録されている場合、申立人や代理人が希望すれば録音が開示されるのでしょうか、
お伺いいたします。

政府参考人（和田雅樹君） 審尋等を実施した場合には、調書にその要旨を記載することと
されております。その調書を作成する際の職員の便宜のために、言わばメモ代わりとして
録音する場合があると承知しておりますが、この録音は調書作成の職員の便宜のために
行っているものでございまして、開示は行っておりません。

糸数慶子君 調書がほぼ逐語のように取られていながら、難民審査参与員の発言部分は実
際より丁寧になっていたり、あるいは問題発言が削除されていたりと、実際には恣意的に
編集されているとの批判もあります。法務省はその実態を把握されているのでしょうか。

政府参考人（和田雅樹君） お答えいたします。

調書の記載につきまして様々な御指摘があることは承知いたしておりますが、審尋等
を実施した場合には調書にその要旨を記載することとされておりまして、不服申立人や
代理人がその要旨の記載された調書を閲覧、確認した上で、その内容が不十分又は訂正の
必要があるとして訂正を申し立てたときには訂正申立書そのものを調書に添付し、不服
申立てに対する決定過程に携わる者が参照できるようにしているところでございます。

糸数慶子君 申立人や代理人がこの調書内容が確定される前に内容確認をすることは可能なのでしょうか。ヒアリング内容とこの調書記録内容が一致しないため修正の申立てが本人若しくは代理人からあった場合、調書内容の修正はできるのでしょうか。

政府参考人（和田雅樹君） お答えいたします。

不服申立人や代理人は、難民調査官が作成し難民審査参与員の確認を経た調書を閲覧することが可能でございます。また、不服申立人や代理人は調書の訂正を申し立てることも可能でございます。

不服申立人などから調書の訂正の申立てがありましたときは、調書自体は訂正せず、提出のあった訂正申立書そのものを調書に添付するという取扱いにしております。このような取扱いにいたしておりますのは、調書の訂正を行うか否かについては入管職員や難民審査参与員が判断するのは適切でないことから、不服申立てに対する決定過程に携わる者が訂正申立書そのものを参照できるようにしているものでございます。

糸数慶子君 修正はできないけれども、申立人や代理人が訂正したその書面が調書に付されるということなんですね。そのことが申立人や代理人に十分理解されていることが重要だと思います。

録音は、申立人、代理人だけでなく、これは公正にヒアリングを行う難民審査参与員にとっても有益だと思います。最近は、企業など、例えば品質向上のためとして通話記録を取ったりしておりますが、実はこれは傍若無人の態度を抑える効果がてきめんのようあります。検証のための録音もそのような効果があるのではないかと申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

[省略]

[了]

参照：参議院ウェブ

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kaigirok/kaigirok.htm>